

第10回諏訪市農業委員会を次のとおり招集した。

- 1 日 時 令和5年1月26日(木曜日) 午後2時
- 2 場 所 諏訪市役所 5階 502会議室
- 3 出席委員数
- | | | |
|------|-----|--------|
| 農業委員 | 12名 | |
| 会 長 | 12番 | 小泉 幸善 |
| 会長代理 | 3番 | 矢崎 勝美 |
| 同 | 10番 | 宮坂 廣司 |
| 委 員 | 1番 | 飯田 吉三 |
| | 2番 | 小松 眞知男 |
| | 4番 | 溝口 喜視 |
| | 5番 | 一ノ瀬 和廣 |
| | 6番 | 濱 幸彦 |
| | 7番 | 藤森 正一 |
| | 8番 | 日達 誉子 |
| | 9番 | 岩波 恵理子 |
| | 11番 | 藤森 紀保 |
-
- | | | |
|-------------|----|-------|
| 農地利用最適化推進委員 | 8名 | |
| | | 藤森 善雄 |
| | | 松木 敏文 |
| | | 宮坂 誠一 |
| | | 藤森 英幸 |
| | | 關 千春 |
| | | 小松 賢次 |
| | | 矢澤 直治 |
| | | 伊藤 賢次 |
- 4 欠席委員 農地利用最適化推進委員 藤森 芳樹
- 5 農業委員会事務局
- | | |
|-----|-------|
| 局 長 | 小平 茂徳 |
| 次 長 | 伊藤 秀一 |
| 主 事 | 細川 光洋 |
- 6 署名委員
- | | |
|----|--------|
| 1番 | 飯田 吉三 |
| 2番 | 小松 眞知男 |
- 7 会議の概要
- 会議の概要については次のとおり
 なお、農業委員会等に関する法律第31条に基づく議事参与の制限は適正に行われている(当該議事なし)

○委員会成立報告	
事務局 小平茂徳 局長	<p>皆さんこんにちは。定刻前ですけれども、出席の皆さんお揃いですので、ただいまから令和4年度第10回諏訪市農業委員会を開会いたします。</p> <p>本日、欠席農業委員はおりませんので、12名中12名ということで諏訪市農業委員会会議規則第5条の規定により本会議は成立であります。</p> <p>また、本日、欠席農地利用最適化推進委員は藤森芳樹委員でございます。出席委員は8名です。</p>
○議事録署名人の指名	
事務局 小平茂徳 局長	<p>続いて、議事録署名人の指名をいたします。お手元の会議資料には10番、11番となっておりますが、先週の臨時会の議事録署名人をお願いしておりますのでご訂正をお願いし、本日の議事録署名人は、1番飯田吉三委員、2番小松眞知男委員を指名いたします。</p>
○会長あいさつ	
小泉幸善 会長	<p>皆様ご苦勞様でございます。</p> <p>十年に1度という寒波の日に、幸いこの辺の雪はたいしたことはなかったが、絶対酸欠しないというような私の家ですので、台所のユニットが凍ってしまい大変でした。今日あたりから温度が上がるようですので、ほっとしております。今月の総会では、除外申請の件が1件ありますので、慎重な審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>それでは、早速議事に入ります。</p> <p>2ページ 議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請 No.16 この件について藤森さん説明願います。</p>

○議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について	
推進委員 藤森英幸 委員	<p>(No.16)</p> <p>所在は大字湖南字辻が2筆、横引下及び上ノ平の計4筆の所になる。地番〇〇番、〇〇番、〇〇番及び〇〇番。地図で左右の黒い部分です。地目は台帳上畑、現況も畑。面積は4筆合計〇〇㎡ということです。</p> <p>契約内容は、4筆の農地部分の売買で金額は〇〇円となっております。事情等これから説明しますが、譲受人が〇〇さんです。</p> <p>〔場所の説明〕</p> <p>今回の話しは、辻〇〇番の土地の一部に「〇〇社」と称する祠があり、〇〇家の氏神様が祭ってあるということから、この場所で先祖祭や御柱祭を営われている。今回、この向かいの土地、建物等について、持ち主が〇〇さんという方ですが、以前はその方の祖父〇〇さんが住んでいたが、〇〇県に転出その後ずっと住まれ、現在は空き家状態で時折近隣の方が管理されている経緯がある。</p> <p>〔譲渡人〕の方からは、農地はじめ一切ここを処分したい旨の意向があり、不動産会社に依頼を掛けられ仲介という形で進んでいた。しかし、〇〇社という祠があることで、値段が安くなってしまうことがあるため、撤去について不動産会社と〔譲受人〕の家でもめ事になった経過があった。最終的には、〔譲受人〕も3反歩要件を満たしていることから農地取得可能ということ、ご夫婦で農作業をすることに畑を活用できるということで、不動産会社との話を進める中から農地・宅地一切を購入する形に至った。</p> <p>辻の2筆は良好な畑として使われており、今後はジャガイモなどを作付けする、横引下の畑も近隣者が賃貸で借りて野菜が作られていて今後も畑として利用可能、上ノ平の畑も近隣者が使っていた経過があるので、今後もそれぞれ畑として使用ことから売買に進んだ模様。</p>

小泉幸善 会長	<p>この件について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。</p> <p>それでは、No.16この件を許可してよいという方挙手をお願いします。(全員挙手)全員賛成です。</p> <p>続いて、3ページ 議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請No.58この件について松木さん説明をお願いします。</p>
---------	--

○議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について	
推進委員 松木敏文 委員	<p>(No.58)</p> <p>所在は大字四賀字上腰巻通(資料の越を腰に訂正)、地番〇〇番。</p> <p>〔場所の説明〕</p> <p>地目は台帳、現況ともに田、面積が〇〇㎡、〇〇坪くらいです。</p> <p>申請目的は、自家用駐車場及び家庭菜園ということです。これは現在自宅の駐車場が狭いので、駐車場を借りている自宅横の申請地を購入できることになったので購入し、道路側(地図の上側)を〇台ほどの自宅駐車場にして客の来訪時用とも使用する。また、南側(同下側)は家庭菜園として利用する。以上のように、北と南に分かれた利用形態になる模様です。</p> <p>譲渡人は〇〇さん、譲受人が〇〇さん。</p> <p>契約内容が売買で、金額〇〇円。㎡当たり〇〇円、坪に換算して〇〇円。支出として、土地代が〇〇円、駐車場の造成費用〇〇円の合計〇〇円。</p> <p>〔資金調達計画の確認〕</p> <p>工事については、造成費用分は道路から30cmから50cm程、1段下がっていて坂のようになっているので埋め土して使用し、奥の菜園側はそのまま使用とのことです。西側の黒い線は水路です。水路のところは杭と腰板を使用し、埋め土をした部分は水路に土が落ちないように工法を考えている模様です。杭と腰板は樹皮の擬木を使って土留めするとのこと。駐車場は碎石ばら撒き、雨水は地下浸透の予定。雑排水の排出はなし。地元区長へは12月2日に説明を済ませてあるとのこと。</p>
小泉幸善 会長	<p>No.58 この件について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。</p> <p>この件について許可してよいという方挙手をお願いします。(全員挙手)全員賛成です。</p> <p>続いて、4ページ 同じく5条の規定による許可申請No.59について、矢崎さん説明をお願いします。</p>
3番 矢崎勝美 委員	<p>(No.59)</p> <p>所在は大字中洲字中通、地番〇〇番と〇〇番という隣接した土地で、合計面積は〇〇㎡の地目は台帳上田、現況は畑という場所です。</p> <p>〔場所の説明〕</p> <p>この一角は、元々持ち主である〇〇さんの自宅が隣接しており、姉の〇〇さんと相続で得た土地に自分の家を建て、空いている部分については、家庭菜園等で活用してきたとのことでした。姉は遠地であること、〔譲渡人〕ご自分にご主人の助けを得て菜園を営んできたが、80近くの高齢になり耕作しづらくなったため処分を考え売却し、〇〇不動産が〇区画に仕立てて住宅用として売却したいという計画です。周辺の環境は農地と言えるような状況になく住宅地としてイメージですので、区画もきちんとしていることを考えれば、農地としての近隣に対する悪影響は無いと認められます。ただ、取付道路は大変狭い道であるので、たぶん指定道路に認定されているかと思えます。上水道はこれから供給されるものと思われませんが、下水道については現在〇〇さんのお住いの土地も含めて、その土地のところを北東の方に中学へ行く広い道路に入っている下水道管に接続するという協定を結び、排水させていただくという話が出来ているとのことでした。中金子の区長等に説明し確認を得ているとのことでした。〇〇不動産は、この辺の土地の扱いはなかったのですが、いくらか土</p>

	<p>地があるので、今後仕事をしたいので、土地への接続や農業に影響等問題無きよう、きちんと仕事をいたしますとの意思表示がありました。</p> <p>〔資金調達計画の確認〕</p> <p>水路等は諏訪湖側に流れる農業用水路がありますが、そこへの悪影響は無かろうと認めました。</p>
小泉幸善 会長	<p>この件について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。</p> <p>それではNo.59の件について、許可してよいという方挙手をお願いします。(全員挙手)全員賛成です。</p> <p>続いて、5ページ 同じく農地法第5条の規定による許可申請 No.60 この件について藤森さん説明をお願いします。</p>
推進委員 藤森英幸 委員	<p>(No.60)</p> <p>所在は大字湖南字境(資料の文字修正)、地番が〇〇番。台帳畑、現況荒畑、面積〇〇㎡。申請目的は宅地の拡張です。譲渡人は、〇〇さん、譲受人は〇〇(法人)。</p> <p>〔場所の説明〕</p> <p>今回の申請に係る灰色の宅地の部分と農地の部分等々について、長い間賃貸借で〔譲受人〕が借りて使用していたが、〔譲渡人〕側の代替わりに伴う相続及び諏訪の地を離れ長い年月が過ぎる中で整理したいということでありました。土地購入費は黒の部分の農地は〇〇円、灰色の宅地部分、(建物が現存しているが空き家状態で長期間経る)が〇〇円の計〇〇円の売買。</p> <p>〔譲受人〕側は、建物を1年以内に解体、更地にして、農地も含め段差を解消するなど一体的に利用していく意向とのこと。</p>
小泉幸善 会長	<p>この件について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。</p> <p>昔のことで正式には賃貸借契約がなかったということからの売買ということでしょうか。</p> <p>それでは、No.60について、許可してよいという方挙手をお願いします。(全員挙手)全員賛成です。</p> <p>続いて、6ページ 同じく農地法第5条の規定による許可申請 No.61 この件について宮坂さん説明をお願いします。</p>
推進委員 宮坂誠一 委員	<p>(No.61)</p> <p>所在は小和田南、〇〇番。地目は台帳現況とも畑。面積は〇〇㎡。申請目的は宅地延長、今ある畑を利用して家庭菜園をしたいとのこと。譲渡人は〇〇さん、かなりの高齢で諏訪にはほとんど居住していないことから、周りの地区の農家の方に耕作を依頼していた。譲受人は〇〇(法人)。(譲受人)は申請地の隣にこれから居住する住宅を建築中である。隣地の〔譲渡人〕の土地の地目が畑であったことを〔譲受人〕も知らずに来たが、購入に当たり農地転用が必要ことから今回の許可申請となった。将来畑もやってみたいという強い希望があるとのこと。</p> <p>契約内容は売買で〇〇円、坪単価〇〇円、㎡当たり〇〇円です。</p> <p>〔資金調達計画の確認〕</p> <p>将来、家庭菜園で畑をやってみたいとのこと。</p> <p>〔場所の説明〕</p> <p>周りはほとんど住宅地で農地は見当たりません。農地への問題は無いと思われる。</p>
小泉幸善 会長	<p>この件について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。</p>
A委員	<p>〔譲受人〕というのは法人ですか。どういう方が今まで東京に居住されていて、これから諏訪市に住むということか。</p>
推進委員 宮坂誠一委員	<p>〔譲受人〕ですが、事業目的は不動産売買、経営コンサルティング、人材派遣業が上がっています。ここの代表取締役〇〇さんが申請人で、土地は母親名義になっている。</p>

A委員	[譲受人]は農地の要件は満たしているのか。
推進 宮坂委員	3条ではなく、5条である。
小泉幸善 会長	それではNo.61の件について、許可してよいという方挙手をお願いします。 (全員挙手)全員賛成です。 続いて、議案第34号農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について説明をお願いします。

○議案第34号 農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について	
事務局 細川光洋 主事	所在は四賀、地番〇〇番。 [場所の説明] 所有者(利用権を設定する方)が、〇〇さん、利用権の設定を受ける方が、〇〇さんです。こちらの現況地目が畑で、面積が〇〇㎡。令和5年2月1日から令和8年1月31日までの3年間を借賃〇〇円現金支払いの集積計画になる。今回の件は新規ではなく、ここで終期を迎えたため[利用権受任者]の更新の案件となり、もう1度更新ということです。 [利用権受任者]は、高齢ながら今後も農業は継続できるとのこと。主に田んぼを中心に耕作をされているが畑もそのまま継続することです。現地の確認をしたところでも、管理がしっかりなされ既に土も起こしてある状況でした。
小泉幸善 会長	この件について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。
B委員	3反の要件はあくまでも売買だけで、利用権設定には関係してこないのでしょうか。
事務局伊藤次長	利用権には関係してきません。
小泉幸善 会長	他にはございませんか。 この件、継続のようですが、許可してよいという方挙手をお願いします。(全員挙手)全員賛成です。ありがとうございました。 以上で、今回の3～5条関係の審議は終了といたします。 続いて、農振除外が1件出てきております。これは来月農政審議会が開催されますが、農業委員会としての良否を上げていかなければならないので、よろしくをお願いします。

○協議事項 諏訪市農業振興地域整備計画の変更に係る事前協議について	
事務局 細川光洋 主事	事前に配付した1月農業委員会農業振興地域整備計画の変更に係る事前協議資料に基づき説明となる。 申請者は〇〇さんと〇〇さんです。転用事業計画者は〇〇(法人)となっています。除外申請地は3筆あり、1筆目は大字湖南字桜坪〇〇番、2筆目が大字湖南字桜坪〇〇番、以上は〇〇さん所有の田んぼとなります。3筆目が大字湖南字桜坪〇〇番で所有者〇〇さん。合わせた面積が〇〇㎡、3筆合わせた除外の事前申請になる。 [場所の説明] 2ページから説明します。今回の申請地に関する事業目的は、駐車場となります。この駐車場は、現在工場の増設をしており、そこに新たな第2設備を投入することから、新規採用する従業員の駐車場不足を補うためのものです。 事業計画の概要ですが、駐車場のため基本的な造成は現在の畦点まで盛り土を行う予定で、新たな法面は発生しない予定。排水の処理等は砂利敷きにし、敷地内での浸透処理を行うことです。3ページ、今回の土地を選定した理由として、[転用事業計画者]の要望と現在所有者両氏の意向として出来るだけ早く手放したいという思いもあり、両者の意向が合致したことによるもの。

	<p>[転用事業計画者]は、新たな工場でEV、ハイブリッド車の増産が見込み、それらの車に必要なコンデンサーの増産を行うため、従業員用の駐車場を確保する必要があり、今回の除外申請がありました。図面に番号が付されていますが、現在のところ114台分のスペースが事業計画として予定されています。駐車場にするに当たって、出入り口が左新川側1か所として、出口以外の所には高さ約1.2mの金網フェンスを設置する計画です。</p> <p>水路については、図面の右側、左側にある水路には特に今回の駐車場計画では影響がないが、手前の市道側に1本通っている水路は、出入り口に関わってくるので、水路占用を申請した上で工事を行うよう指導し、承知してもらっているため、この水路をつぶすようなことはなくその先にある田んぼの揚水には影響は無いと思われる。</p> <p>最後に18ページ、農振除外の必要要件のうち、この地を選択した理由書です。農振以外の場所も検討なされたが、所有者に売却の意思がなく断念せざるを得なかったため、農振地域の中ではあるが申請地を選択せざるを得なかったとのことです。</p>
小泉幸善 会長	この件について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。
C委員	以前、2年くらい前にやはり農振除外をしており、その時から更に従業員100名増やすということですが、現在、従業員はどのくらいいるのか。
事務局細川主事	今、工場でいますと215名です。
小泉幸善 会長	あの当時、2年に亘り100人ずつ計200人増やすという計画でした。当時買った駐車場を見ますと、確かに満杯になっています。今回、更に100名増員という計画です。
D委員	100人雇用するというのをどこかに会社で書いてきているのか。
事務局細川主事	私の方で会社からの聞き取りからまとめたものです。
D委員	それが議事録となって100人の雇用が約束されているという理解でよろしいですね。
事務局細川主事	そうです。
小泉幸善 会長	確か前回の時も今回よりはるかに広い面積だったと記憶している。どちらかという200人雇用するという経済効果を優先して、止むなしとしたと個人的記憶があります。市長案件として2、8月の定期農政審議会ではなく臨時で10月に急遽開催されたかと記憶している。従って、8月か9月頃に農業委員会も臨時に開催した記憶があります。
E委員	200数十名の社員がいる中で、今回の申請地でさらに100台近く必要になる。勤務時間は皆同じではないように思うが、いずれも道路については、全て白狐線から入って、白狐線から出るというイメージでよいのか。新川の方へ出る道は狭いのではないかと心配するがどうでしょうか。
事務局細川光洋 主事	今回の申請に当たって、そこまでの話しは出来ていない。工場自体の稼働は、基本的に24時間稼働で8-16時、16-24時、24-8時の3直勤交代である。
小泉幸善 会長	今回現場を確認した際に、新川線を通って城下橋の所から新川線を出て現地へ行ったのですが、ここが農道であるため通れないことはないが、狭い道ではあった。従って白狐線がメインとなるのではないかと心配するがどうでしょうか。
E委員	短い距離ですが、信号機の1つでも付けるのかと思ったので。
小泉幸善 会長	城下の所には信号機はあった気がしましたが。F委員、地元ですがどうですか。
F委員	現状では、特に渋滞もなく問題なくいっているかと思えます。今回の申請が現実化した時どうなるかということですが、3交代なり4交代をやっているならば、それほどの渋滞にはならないかとは思いますが。
3番 矢崎委員	この審議が通れば、5条申請が改めて提出されるということか。

小泉幸善 会長	今回はあくまでも農業委員会として農振除外はいいかどうかの意見を諏訪市農政審議会に上げるために協議している。農政審議会は、市長の諮問機関であり、農政審議会で止むなしか、だめかを市長に答申し、最終的に市長の判断で県に上げて、県で最終的なOKが出ます。県に上がって約半年くらい審査に掛かります。県で仮に6月頃にOKが出れば、7月頃の農業委員会へ雑種地なりへの農地転用の申請が提出されという段取りになります。今回は農業委員会で決定するのではなく、あくまで農政審議会に良いかどうかの意見を持っていくために伺っています。
D委員	土地改良区からの同意書が出ているが、土地改良区での審査の基準、賛否の基準というものがあるのか、その時の役員会なり責任者の判断で決まるのか、そこらの点はどうでしょうか。どういう時がだめなのか知りたい。併せてお話しすると、土地改良区も我々の委員会も特段反対する理由がなければ、しょうがないとそのまま通っていくような感があるが、逆に言えば、こういった地域で雇用が生まれますという御旗を掲げ、農振地域を活用したいとされれば、農業委員会として反対する雰囲気はないということで、処理していて良いのか。例えば、農振地域の真ん中の一部はだめだとか、車1台当たり1人の雇用はきちんと確保されているのか3年後にチェックさせてもらうとか、土地改良区のOKがなければだめとか言ったチェックリストあり、考えられる5項目はクリアーしているので、皆さんご審議くださいという形で上げてくると、比較的論議しやすい。現在、我々が持っている基準は、良い悪いを言えるはっきりしたものがない。今後本件のようなニーズが出てくる可能性があるので、徐々に農振地域が減ってしまいますイメージを持つのですが。
小泉幸善 会長	農業委員会については、前回皆さんに配られています。除外の5要件にあくまでもそれを基準に審議していただければ。5要件については、①農振を受けてから8年を経過していること②集積に障害が生じないこと③代替地がないこと④、⑤周りの農地、農家さんに影響を及ぼさないこと。
D委員	5要件というのは、農振地域のためだけの要件なのか。
小泉幸善 会長	農振除外のためだけの要件です。
D委員	私は農地の5要件と理解していたものですから、農振地域はプラスアルファでどういう条件が入ってくるのかと想像していたけれど、そうではなく農振地域が5要件ということであるなら、どこかに5要件のチェックリストをつけてもらい、問題がなければ、基本的にOKせざるを得ないので、皆さんそれでどうでしょうかという論議手法なのですね。
事務局細川主事	そういうことです。
小泉幸善 会長	農政審議会でも5要件に沿って審議されている。冒頭にあった改良区の基準は良く分らない。G委員は分かりますか。
G委員	改良区の理事にはなっていないので審議には加わっていないが、聞く話では、理事会を開いて審議し、理事会の期間に合わない先送りされる場合もあるらしいが。理事会で審議されている内容については承知していない。
D委員	改良区がだめだと言えば、大きなブレーキ力があるということか。
G委員	豊田・湖南地区は、改良区の意見書がなければ市で申請を受け付けない。
事務局伊藤次長	あくまでの地元区の同意が必要ですので、やはり改良区の同意が必要となります。
小泉幸善 会長	第1、4工区長の二人が農政審議会の委員を務めているはずですよ。
D委員	本件に当てはめると、5要件はクリアーしているし、改良区はOKしているし、雇用も100人保障されているということですね。
事務局伊藤秀一 次長	その上で農業委員会の意見、例えば農業水路をこうしなさい、ああしなさいというような意見や改善点は言えると思います。そういう意見をこの場ですべて出していただき、審議会に上げていくという形です。

D委員	5要件がOKでも、改良区が明確な理由をもって反対すれば、市の農政審議会では重大な関心をもって審議いただけるということですね。
事務局 小平茂徳 局長	農振地域は農業を守っていく地域という位置づけになるので、特に慎重に審議していただくということから、農政審議会の前に農業委員会の意見を出してもらい、ダブルチェックする形かと思います。
小泉幸善 会長	もう20年前になります。ガラスの里から茅野側へ15000坪出店計画があるということで、地権者が33人皆OKして、地元の改良区もOKして市に申請を出したが、市で通ったかどうか分からないが、県で最終的にだめです、その理由が敢えてその場所でなくても農振がかかっていない所があるではないか、どうしてもそこでなければならぬという理由がないとのことだった。手続きの詳細は分からないが、自分も地権者の一人であったのでそのようなことがありました。
D委員	諏訪市の農業委員会の結論はどうだったか。
小泉幸善 会長	自分では分からなかった。はっきり聞いているのは、県からの不許可理由だけ。
D委員	おそらく県からそういつてきたのではないかとということですね。
F委員	その時はだめでも、今なら通ったかもしれないということはあるかもしれない。時代の流れというものがあるので。
B委員	この件に関して言えば、場所的にやむを得ないということではないか。ただ面積が妥当かどうか。1つの考え方とすれば、15ページの図面でいくと、幅3m、奥行き6mくらいになる。推測的には幅3mは必要ないのでは。昔、個人的関係で車のための農振除外の申請をした時、その当時の農業委員会は、一台当たり通路分も含めて20mと言われた記憶がある。そういったものが農業委員会に目安があるかどうか、そこらの確認をお願いしたい。後、既存の土地で、社員の駐車場が確保されているのかどうか、そこで止めきれない分が今回の申請に関係しているのかどうか、その点も確認してほしい。もう一点、交代制でやるとすれば、全体の従業員分1台確保する必要があるのかどうか。そうしたことで、出来るだけ農振農用地を減らさないように考えていくのが、農業委員会として立場かと思われる。何らかの理由がなければ当然外すということも出来ないのでは。そこら辺事務局で分かれば教えていただきたい。
事務局 伊藤秀一 次長	駐車場の面積的な目安について今はなく、現状に合わせてということになるかと思う。
事務局 細川光洋 主事	今回、100名分を基準に考えた時に今の設計だと114台となっているが、幅3m、長さ6mで計算されて示されている。100人の雇用に対して114台です。多いことはあるが、仮に幅2.5mと小さくし、申請の田3枚分のうち左の上原哲夫さんの所を除外しても、計算上100台には届かない。
B委員	交代制であれば100台確保する必要性があるのかどうか。今、社員が何人いて、これから何人増えるのか分からないが、114台が新たな社員のためとは思えない。ここに114台止めますというだけでは、全体像が見えない。
事務局細川主事	その考慮は出来ておらず、すみません。
B委員	想像するに〔転用事業計画者〕としたら、まだまだ増産を計画しているのではないか。ここで駐車場として土地を一括確保しておいてさらに増産となれば、この土地に工場を建てるのではないかとという考え方もできる。もしそうだとすれば、本来の形は増産とそうなった時にその分をどうすると考えてもらいたい。もう1点、既存の今の土地にどのくらいの社員が止めているのか、全体像が見えない。
小泉幸善 会長	先週、F委員と現地確認した際には、前回造成した駐車場はいっぱいでしたね。もし、これでさらに100人増えるとすれば確実に、あそこ以外に借りている駐車場はありますか。

F委員	一番初めの〇〇(法人)の敷地内にも止まってはいるかと思いますが、他に借りているところはたぶん無いと思います。
小泉幸善 会長	前回は敷地内に駐車していた所に工場を建てるので、駐車場を借りたいという話だったと思います。また、先週現地を見に行ったのは10時頃でした。
B委員	そう言うことになると、駐車場は足りている。
小泉幸善 会長	現状では。これから100人増えるとなると当然足りなくなってくるかと。ただ面積が妥当かどうかという点は分からないが。
B委員	単純に計算して、1台40㎡。通路を考えても今の基準と比べるとこの設計は、結構余裕を持った駐車場になるように思われるが。
小泉幸善 会長	<p>会長としてではなく、農業者個人の意見であるが、申請地は広いからといって、右側の一角、左側の一角を中途半端に残されても、残った場所は耕作しづらくなると思う。まだ左側がずっと続いているとかであればよいのだけれど。</p> <p>他にはどうですか。農業委員会としての意見をまとめたいと思います。決定ではないが、農振除外止むなし、だめだ又は保留の3つの選択肢で決めていきたい。まず、農振除外止むなしという方は挙手いただきたい。(全員挙手)全員止むなしとのことですので、来月10日に開かれます私と矢崎委員及び藤森紀保委員がメンバーになっています農政審議会へ意見を提出しますのでご承知願います。</p> <p>審議は以上となります。</p>